

実績評価書

(厚生労働省25(Ⅸ-1-3))

施策目標名	企業年金等の健全な育成を図ること(施策目標Ⅸ-1-3)							
施策の概要	本施策は、企業年金制度等の健全な育成を図るために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び国民年金基金をいう。以下同じ。)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。</p> <p>少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えている。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第1条 ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 ○国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条 ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第106条 							
施策の予算額・執行額等		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	13,124	11,351	11,629	13,761	15,342	27,497
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	13,124	11,351	11,629	13,761	15,342	27,497
	執行額(千円、d)	5,791	4,913	8,401	7,498			
執行率(%、d/(a+b+c))	44	43	72	54				
関連税制	本施策に関し、平成26年度から平成28年度までの間、退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限延長(平成26年度税制改正)を行っている。							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
	-	-			-			

測定指標	指標1 企業年金等の加入者数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		
		1726万人	1,517万人	1,612万人	1,726万人	1,720万人	-	1,829万人(※)	○	(△)
	年度ごとの目標値		1,539万人	1,667万人	1,790万人	1,820万人	1,829万人(※)			
指標2 持続可能な企業年金制度の構築	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度			
					近年の経済情勢の変化を受けて、厚生年金基金制度改正の検討	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の成立	必要な制度改正		○	
	年度ごとの目標値						必要な制度改正			
【参考】指標3 確定給付企業年金の加入者数	実績値						目標値	主要な指標	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	647万人	727万人	801万人	796万人	788万人					
【参考】指標4 確定拠出年金の加入者数	実績値						目標値	主要な指標	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	352万人	384万人	436万人	455万人	482万人					
【参考】指標5 厚生年金基金の加入者数	実績値						目標値	主要な指標	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	456万人	447万人	437万人	420万人	-					
【参考】指標6 国民年金基金の加入員数	実績値						目標値	主要な指標	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	58万人	55万人	52万人	49万人	-					
【参考】指標7 確定給付企業年金の規約件数	実績値						目標値	主要な指標	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	7,405件	10,053件	14,985件	14,692件	14,278件					

【参考】指標8 企業型確定拠出年金の規約 件数	実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
	3,301件	3,705件	4,135件	4,247件	4,434件			

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

(※)「指標1」の25年度目標値について、事前分析表作成段階では加入者数が暫定値である等前提が不確定であったため、値が確定した段階で再計算し、修正している。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度の測定結果 (各行政機関共通区分※)②	(判定結果)A
	総合判定	(判定理由) 企業年金制度等への加入者数はおおむね順調に増加しており、制度の拡大がみられる。また、指標2で平成25年度までの目標として掲げた「持続可能な企業年金制度の構築」については、厚生年金基金制度改正のため、特例解散制度の導入や他の企業年金制度への移行促進などを内容とした「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成25年厚生年金法等改正法」という。)」を第183回通常国会に提出、同国会で成立した。
	施策の分析	(有効性の評価) 第183回通常国会において、少子高齢化が進展する中で老後の所得保障を行う企業年金制度を経済情勢や運営状況に応じた改善を目的とした「公的年金の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)」を提出・成立させ、平成26年4月1日の施行に向けて着実な施行準備を行った。 また、退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置については、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の規約件数が順調に増加し企業年金制度の拡大が図られていることから、税制面の措置も有効に機能していると評価できる。 (効率性の評価) 企業年金等健全育成費は、25年度は前年度と比して約200万円増加している。これは、企業年金制度の持続可能性を高めることを目的とした改正法の円滑な施行に向けた準備作業等を新たに行ったことによるものであるが、当該予算のもと指標2の制度改正を達成できたこと、そして指標1及び参考指標3において企業年金の加入者数が増加傾向になっていること等を勘案すると、効率的な取組が行われていると評価できる。 (現状分析(施策の必要性の評価)) 指標1において企業年金制度のうち改正法施行後も恒久的な制度として位置づけられている確定給付企業年金及び確定拠出年金への加入者数の合計が増加し続けていることから、確実に企業年金制度の育成は図られていると考える。一方、原則5年以内の解散等が改正法に定められている厚生年金基金については、改正法の着実な実施に向けて関係者間の調整を行い解散等を促進していく必要がある。
	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 今後の上乗せ年金のあり方については、中小企業も含めたあらゆる企業に導入しやすい企業年金制度の構築を目指し、検討を行っていく予定(平成26年度に実施)。次年度に向けて、解散等の動きが見込まれる厚生年金基金の設立事業所の事業主について他の企業年金制度への移行を支援する等の取組を通じて、引き続き従業員のための老後の上乗せ給付制度の確保を促進したい。 なお、26年度の指標1については、改正法の施行に伴い、厚生年金基金の解散等が進むことが予想されるため、恒久的な制度である確定給付企業年金と確定拠出年金の加入者数計が企業年金制度の育成を図る指標として適当と考える。 (予算要求について) 以下の口で困った方向で検討します。 増額/現状維持/シーリングによる減額/見直しによる減額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の円滑な施行のため、解散基金の納付計画等に関してデータベースを作成する必要があるため。 (税制改正要望について) 社会保障審議会企業年金部会における企業年金制度のあり方の検討結果を踏まえ、必要に応じて要望を行う。 (機構・定員について) 企業年金制度の検討状況を踏まえ、必要な体制整備について検討を行う。

※(各行政機関共通区分)の記載については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)」における5段階区分と次のとおり対応している。

- ①:「目標超過達成」、②:「目標達成」、③:「相当程度進展あり」、④:「進展が大きくない」、⑤:「目標に向かっていない」

学識経験を有する者の知見の活用	第3回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG(平成26年6月23日開催)において、平成26年度の改正法の施行に伴い、今後厚生年金基金の解散等が進むことが予想されることを踏まえ、一部の指標の見直しについて御指摘をいただいた。具体的には、以下の点である。 ・労働力人口が減少していることを踏まえ、加入者数よりも加入率のようなものを使用したほうがいいのではないかと。 ・解散する厚生年金基金の加入者の受け皿を示すため、厚生年金基金の加入者数も含めた指標を残しておく必要があるのではないかと。 ・加入者(又は加入率)以外にも、解散した厚生年金基金の加入者をトレースできる指標が必要ではないかと。 上記御指摘については、指標化が可能かも含め、平成27年度の指標への反映を検討する。
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ・企業年金等の制度概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html ・厚生年金基金の財政状況等 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/01.pdf ・確定拠出年金の加入者数及び規約数 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html ・確定給付企業年金の加入者数(信託協会・生保協会・JA共済連) URL: http://www.ja-kyosai.or.jp/about/news/2013/dankyo20130527/files0527/20130527-1400dankyo.pdf ・国民年金基金の加入員数 URL: http://www.npfa.or.jp/jigyoo/index.html
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 黒田秀郎	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	-----	--------	----------------------	----------	---------